

議案第 66 号

東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 29 年 11 月 29 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東村山市職員の給与に関する条例（昭和 32 年東村山市条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 東京都人事委員会の勧告を基にした東村山市職員の給与改定等を行っため、本案を提出するものであります。

29 東村山市条例第 号

東村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東村山市職員の給与に関する条例（昭和32年東村山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「1号給」を「零」に改める。

第18条第2項中「100分の90」を「100分の95」に改め、同条第3項中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第5項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東村山市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第18条第2項及び第3項の規定は、平成29年6月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新条例を適用する場合においては、この条例による改正前の東村山市職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成29年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において職員に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

東村山市職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新　　条　　例

(初任給及び昇格昇給の基準)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 4月1日に55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「零」とする。

6~10 (略)

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の在職期間におけるその者の別表第9に定める勤勉手当の勤務期間に応じた期間率を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額を超えてはならない。なお、勤務期間の算定については、規則で定める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の45」とする。

4~6 (略)

附　　則

(施行期日等)

旧　　条　　例

(初任給及び昇格昇給の基準)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 (同左)

5 4月1日に55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「1号給」とする。

6~10 (略)

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の在職期間におけるその者の別表第9に定める勤勉手当の勤務期間に応じた期間率を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の90を乗じて得た額の総額を超えてはならない。なお、勤務期間の算定については、規則で定める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の90」とあるのは「100分の42.5」とする。

4~6 (略)

新 条 例

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第5項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
2. この条例による改正後の東村山市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第18条第2項及び第3項の規定は、平成29年6月1日から適用する。
(給与の内扱)
3. 新条例を適用する場合においては、この条例による改正前の東村山市職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成29年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において職員に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内扱とみなす。

旧 条 例